（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。
（注２）災害復旧事業（農地・農林漁業施設）において、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は、100％とする。
（注３）一般廃棄物処理事業に係る重点化等事業とは、事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）又はし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成９年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事業費が１億５千万円以上の事業とする。
（注４）地域活性化事業において、平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置づけられている事業であって、平成27年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。
（注５）防災対策事業の防災基盤整備事業におけるデジタル化関連事業等の充当率は、90％とする。
（注６）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。
（別掲）

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般補助施設整備等事業、一般単独・一般事業共通		消防・防災施設整備事業	90％ （消防庁舎の整備事業（広域化に係るものを除く）　75％）
		その他事業	
		①出資金・貸付金、負担金	75％ 出資金・貸付金 政府関係機関等　90％ コミュニティ・ファンド形成事業等　90％ 地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資　90％ 災害復興基金等　100％ 住宅資金等貸付事業　100％ 土地開発公社経営健全化対策に基づく貸付金　100％ 負担金 政府関係機関等　90％
		②公共施設等の除却に係る地方債	75％
		③①及び②以外の事業（補助金の財源を含む。）	75％
一般補助施設整備等事業		原子力発電施設等立地地域振興特別事業	100％
		沖縄振興特別推進交付金事業	
		奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）	
		未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）	
		出資金・貸付金（チッソ分）	
		特定間伐等促進対策事業	
		特別転貸債	
		防災集団移転事業	90％ （宅地分譲助成　100％）
		豪雪対策整備事業	80％
		認定こども園整備事業	
一般単独・一般事業		石綿対策事業（石綿救済基金に対する拠出）	100％
		地域総合整備資金貸付事業	
		被災施設復旧関連事業	
		地域鉄道対策事業	
		石綿対策事業（公共施設等の石綿の除去事業）	95％
		拠点法等特別事業	90％
		産業廃棄物不法投棄対策事業（単独事業に限る。）	
		河川等事業	
		臨時高等学校改築等事業	
		半島振興道路整備事業（防災機能強化分に限る。）	
	第三セクター等改革推進債		100％